

平成十七年三月三十一日
規則第五十八号

改正 平成一七年一〇月二一日規則第一一二号
平成一九年 三月二三日規則第一九号
平成一九年 七月二七日規則第四九号
平成二一年 三月二七日規則第一三号
平成二四年 三月三〇日規則第二五号
平成二五年 三月二九日規則第三二号
平成二七年 三月三一日規則第二二号
平成二八年 三月二九日規則第三六号
平成三一年 三月二九日規則第二二号
令和 元年 六月二八日規則第四九号
令和 二年 三月二七日規則第一四号
令和 二年一二月二八日規則第八〇号
令和 三年 七月 九日規則第四六号
令和 三年一二月二八日規則第六〇号

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成六年愛知県規則第百二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号）

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（特定施設）

第三条 条例第一条の二第二号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる用途に供する建築物又はその部分

- イ 学校その他これに類するもの
- ロ 博物館、美術館又は図書館
- ハ 体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場
- ニ 病院、診療所、助産所又は施術所
- ホ 社会福祉施設その他これに類するもの
- ヘ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ト 公会堂又は集会場
- チ 展示場
- リ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ヌ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの
- ル 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの
- ヲ 公衆浴場
- ワ ホテル又は旅館
- カ 火葬場

二 共同住宅の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は五十戸を超えるもの

三 工場の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

四 国、県、市町村又は第十三条各号に掲げる者の事務所の用に供する建築物又はその部分

- 五 銀行その他の金融機関の事務所の用に供する建築物又はその部分
- 六 事務所の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの（前二号に該当するものを除く。）
- 七 公衆便所の用に供する建築物又はその部分（他の特定施設に附属するものを除く。）
- 八 地下街その他これに類するもの
- 九 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）
- 十 公園、緑地その他これらに類するもの
- 十一 公共交通移動等円滑化基準第二条第一項第六号に規定する鉄道駅、同項第七号に規定する軌道停留場、同項第八号に規定するバスターミナル、同項第九号に規定する旅客船ターミナル又は同項第十号に規定する航空旅客ターミナル施設
- 十二 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条の規定による届出を要する路外駐車場（駐車の用に供する部分に、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）
- 十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設に該当する駐車場
- 十四 都市計画法第十二条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設
- 十五 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項の事業を含む。）、都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による許可を要する開発行為により一体として整備する施設（五十戸以上の住宅の建設を予定する場合に限る。）
- 十六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による許可を受けた総合的設計による一団地の建築物（五十戸以上の住宅に限る。）
一部改正〔平成一九年規則一九号〕、一部改正〔令和三年規則四六号〕

（条例第十二条第一項の規則で定める部分）

- 第四条 条例第十二条第一項の規則で定める部分は、同項第一号に掲げる特定施設の次に掲げる経路を構成する敷地内の通路、廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）、昇降機、出入口及び階段とする。
- 一 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から増築、改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）に係る部分にある不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）又は前条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設の客室若しくは同条第二号に掲げる特定施設の住戸（以下「利用居室等」という。）までの一以上の経路
- 二 増築等に係る部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等がないときは、道等。次号において同じ。）から増築等に係る部分にある車椅子使用者等が利用できる構造の便房（第二十二条第一項の表(い)欄に掲げる特定施設の同表(ろ)欄に掲げる便所に設けるものに限る。以下「車椅子使用者用便房」という。）までの一以上の経路
- 三 増築等に係る部分にある駐車場（第二十三条第一項に規定するものに限る。）の車椅子使用者が乗車する自動車を駐車できる部分（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から増築等に係る部分にある利用居室等までの一以上の経路
- 四 第二十四条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項第四号に規定する前条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの道等から増築等に係る部分以外にある案内設備までの経路

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（条例第十二条第一項ただし書の規則で定める場合）

第五条 条例第十一一条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 高低差の著しい敷地又は区域に特定施設の新築等をしようとする場合で、傾斜路の勾（こう）配について物理的に整備基準を遵守することができないと認められるとき。
- 二 用途の変更をして特定施設にしようとする場合で、廊下等、階段又はエレベーターについて構造上整備基準を遵守することができないと認められるとき。
- 三 文化財としての価値が高い特定施設の新築等をしようとする場合で、整備基準を遵守すると当該価値が著しく損なわれることになると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる理由により整備基準を遵守することができないと認められるとき。

（条例第十一一条の二の規則で定める特定施設）

第六条 条例第十一一条の二の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号から第八号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる特定施設のうち県が新築するもので、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- 二 第三条第十号に掲げる特定施設のうち県が新設するもので、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの

（整備計画の届出）

第七条 条例第十二条の規定による整備計画の届出をしようとする者は、特定施設整備計画届出書（様式第一）に、次の表（い）欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第八号まで及び第十二号から第十六号までに掲げる特定施設（条例第十一一条第一項第二号に掲げる特定施設（以下「小規模特定施設」という。）を除く。）	<ol style="list-style-type: none">一 適合状況項目表（様式第二（その一））二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、利用円滑化経路の位置、敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの）四 建築物にあっては、各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、利用円滑化経路の位置、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの）五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(二)	第三条第九号に掲げる特定施設	<ol style="list-style-type: none">一 適合状況項目表（様式第二（その二））二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）三 平面図（縮尺、方位、道路の境界線、幅員及び路面の高低を明示したもの）四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設	<ol style="list-style-type: none">一 適合状況項目表（様式第二（その三））二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）三 平面図（縮尺、方位、区域の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、園路及び出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの）四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書

(四)	小規模特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その四）） 二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員を明示したもの） 四 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員並びに床の高低を明示したもの） 五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(五)	第三条第十一号に掲げる特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その五）） 二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに公共交通移動等円滑化基準第四条第四項に規定する移動等円滑化された経路と公用通路の出入口の位置及び有効幅員を明示したもの） 四 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路の位置、通路及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの） 五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書

一部改正〔平成一九年規則一九号・二五年三二号〕

（軽微な変更）

第八条 条例第十四条第一項の規則で定める軽微な変更は、工事の着手又は完了の予定年月日の変更とする。

（整備計画の変更の届出）

第九条 条例第十四条第一項の規定による整備計画の変更の届出をしようとする者は、特定施設整備計画変更届出書（様式第三）に、第七条の表（い）欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第十条 条例第十六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

（適合証の交付の請求等）

第十二条 条例第十八条第一項の規定による適合証の交付の請求をしようとする者は、適合証交付請求書（様式第五）に、適合状況項目表（様式第二）を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項に規定する適合証の様式は、様式第六のとおりとする。

（実施状況の報告）

第十三条 条例第十九条第一項の規定により整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告を求められた事業者は、実施状況報告書（様式第七）に、適合状況項目表（様式第二）を添えて知事に提出しなければならない。

（適用の特例を受ける者）

第十四条 条例第二十条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体の組合
- 二 建築基準法第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人
- 三 土地開発公社
- 四 土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者

(利用円滑化経路の設置)

第十四条 条例別表第一第一号の規定による利用円滑化経路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。
 - イ 建築物に利用居室等を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路
 - ロ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等がないときは、道等。ハにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
 - ハ 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 当該駐車場（二以上の駐車場を設ける場合にあっては、そのうち一以上の駐車場とし、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該車椅子使用者用駐車施設とする。）から利用居室等までの経路
- 二 第十九条第一項各号（同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる特定施設の利用円滑化経路上には、階段を設けないこと。
- 2 前項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすることが困難である場合における同号の規定の適用については、同号イ及びロ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(通路等)

第十五条 条例別表第一第二号の規則で定める通路等は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	歩道及び自転車歩行者道 (以下「歩道等」という。)	<ol style="list-style-type: none">一 有効幅員は、歩道にあっては二メートル以上、自転車歩行者道にあっては三メートル以上とすること。二 段を設けないこと。三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。四 歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。五 舗装は、水はけの良いものとすること。六 歩道等の切下げ部等ですりつけが発生する場合の縦断勾（こう）配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができます。七 横断勾（こう）配は、二パーセント以下とすること（車両乗入れ部を除く。）。八 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。九 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる平たんな部分を設けること。
(二)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路((三)項に掲げるものを除く。)	<ol style="list-style-type: none">一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。二 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとすること。四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。<ol style="list-style-type: none">イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。ロ 勾（こう）配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾（こう）配が二十分

		<p>の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ハ 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
(三)	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の敷地内の通路	<p>一 (二)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。</p> <p>二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。</p> <p>三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾(こう)配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾(こう)配が二十分の一を超えるものに限る。)にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。</p> <p>五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
(四)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等((五)項に掲げるもの及び利用居室等内の通路を除く。)	<p>一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>二 廊下等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。</p> <p>三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 勾(こう)配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ハ 傾斜路とその前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
(五)	利用円滑化経路を構成する廊下等、利用居室内の主	<p>一 (四)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。</p>

	<p>要な通路(第二十二条第四号に規定する通路を除く。)、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の廊下等及び第三条第八号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用する通路</p>	<p>二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、端から十メートル以内及び区間五十メートル以内ごとに、幅及び奥行きがそれぞれ一・四メートル以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾(こう)配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。</p> <p>五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
(六)	<p>第三条第十号に掲げる特定施設に設ける主要な園路</p>	<p>一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。</p> <p>二 段を設けないこと。ただし、第六号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>三 前号ただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>四 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>五 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。</p> <p>六 傾斜路を設ける場合には、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾(こう)配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾こう配が二十分の一を超えるものに限る。)にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 勾(こう)配が十二分の一を超え、又は高さが十六</p>

		<p>センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ト 傾斜路とその前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>チ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>七 縦断勾（こう）配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができます。</p> <p>八 横断勾（こう）配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、二パーセント以下とすることができます。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(段に併設する昇降機の構造)

第十六条 前条の表(三)項(ろ)欄第三号ただし書、(五)項(ろ)欄第三号ただし書及び(六)項(ろ)欄第二号ただし書に規定する昇降機の構造は、第十九条第二項各号に定める構造又は次に定める構造とする。

一 エレベーターにあっては、次に定める構造とすること。

イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定する構造とすること。

ロ 籠の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは一・二メートル以上とすること。

ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 エスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定する構造とすること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(出入口)

第十七条 条例別表第一第三号の規則で定める出入口は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	利用円滑化経路を構成する出入口(第三条第二号に掲げる特定施設の住戸の出入口を除く。)及び同条第八号に掲げる特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口	<p>一 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の出入口は八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 段を設けないこと。</p> <p>三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
(二)	第三条第十号に掲げる特定施設の出入口	<p>一 有効幅員は、一以上の出入口を一・二メートル以上とし、その出入口に車止めのさくを設ける場合には、さくとさくの間隔は、九十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

(階段)

第十八条 条例別表第一第四号の規則で定める階段は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段とし、同号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

一 回り階段としないこと。

- 二 手すりを設けること。
- 三 段鼻は、滑りにくくすること。
- 四 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 五 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
- 六 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

(利用円滑化経路を構成するエレベーター)

第十九条 条例別表第一第五号の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号に掲げる特定施設（同号イに掲げる用途に供するものを除く。）並びに同条第三号から第七号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）以外の階における不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分（同条第一号イに掲げる用途及び共同住宅の用に供する部分を除き、同号ワに掲げる用途に供する特定施設にあっては、その客室部分を含むものとする。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 二 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
 - 三 第三条第二号に掲げる特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、戸数が五十戸を超えるもの
- 2 条例別表第一第五号の規則で定める構造は、第十六条第一号に定める構造のエレベーターを段に併設する場合を除き、次のとおりとする。
- 一 籠の奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。
 - 二 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - 三 籠は、利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。
 - 四 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。
 - 五 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。
 - 六 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - 七 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - 八 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。
 - イ 籠の幅は、一・四メートル以上とすること。
 - ロ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。
 - 九 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
 - イ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ロ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作ボタン等（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に操作ボタン等を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ハ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

- 3 増築等の場合（増築等により第一項各号に掲げる特定施設となる場合であって、増築等に係る部分に利用円滑化経路を構成するエレベーターを設けるときを除く。）における第一項の規定の適用については、同項中「床面積」とあるのは「増築等に係る部分の床面積」と、「階数」とあるのは「増築等に係る部分の階数」と、「戸数」とあるのは「増築等に係る部分の戸数」とする。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(便所)

第二十条 条例別表第一第六号の規則で定める便所は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則

で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所((二)項及び(三)項に掲げるものを除く。)	<p>一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 勾(こう)配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 床の表面は、滑りにくくすること。</p> <p>三 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>イ 便器は、洋式とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>四 出入口に近い小便器は、周囲に手すりを設け、床置式その他これに類する構造とすること。</p>
(二)	第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途(病院及び診療所の用途に限る。)に供する特定施設及び同号ヘからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所	<p>一 (一)項(ろ)欄に定めるものほか、次号に定める構造とすること。</p> <p>二 乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。</p>
(三)	第三条第一号イに掲げる用途(特別支援学校の用途に限る。)に供する特定施設、同号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ハに掲げる用途(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボウリング場、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)及び遊技場の用途に限る。)に	<p>一 (一)項(ろ)欄に定めるものほか、次号に定める構造とすること。</p> <p>二 人工肛(こう)門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けること。</p>

	供する特定施設、同号ニに掲げる用途(病院及び診療所の用途に限る。)に供する特定施設、同号ホに掲げる用途(老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)及び老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものの用途に限る。)に供する特定施設及び同号ヘからワまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号、第五号、第七号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(車椅子使用者等が利用できる便所)

第二十一条 条例別表第一第七号の規則で定める特定施設は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める便所は、それぞれ同表(ろ)欄に掲げるものとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設(当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物)の床面積(共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。)の合計が千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみ	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階の便所のうちの一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

	の床面積の合計が五十平方メートル以上のもの	
(二)	第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階の便所のうちの一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用する便所
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設で、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの	一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用する便所

2 条例別表第一第七号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 出入口の戸は、次に定める構造とすること（第三条第十号に掲げる特定施設を除く。）。
 - イ 施錠の操作がしやすく、緊急の場合は、外部からも解錠ができるものとすること。
 - ロ 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設けること。ただし、当該便房のある便所内にレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設ける場合は、この限りでない。
- 四 前条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造とすること。
- 五 車椅子使用者等が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置)

第二十二条 条例別表第一第八号の規定による車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 車いす使用者が利用できる客席の部分の数は、客席のいすの総数に二百分の一を乗じて得た数（当該乗じて得た数が十を超える場合にあっては、十）以上とすること。
- 二 車いす使用者が利用できる客席の部分は、客席の出入口（利用円滑化経路を構成するものに限る。第四号において同じ。）から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に設けること。
- 三 車いす使用者が利用できる客席の部分及びその接する部分の床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにすること。
- 四 車いす使用者が利用できる通路は、客席の出入口から車いす使用者が利用できる客席の部分へ通ずるものとし、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - (1) 勾（こう）配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。
 - (2) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
 - ハ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

(車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路の設置)

第二十三条 条例別表第一第九号の規則で定める駐車場は、第三条第十二号及び第十三号に掲げる駐車場並びに同条第一号から第十号までに掲げる特定施設に附属する駐車場で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数（駐車場法施行令第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いるものの駐車台数を除く。以下この条において同じ。）が二十五台を超えるもの（当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数の合計が二十五台を超えるときにおけるそれらの駐車場）とする。

2 条例別表第一第九号の規定による車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 車椅子使用者用駐車施設の数は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数（当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数を合計した数）に五十分の一を乗じて得た数（当該乗じて得た数が三を超える場合にあっては、三）以上とすること。
- 二 車椅子使用者用駐車施設は、第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするもの又は当該車椅子使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口若しくは第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、当該駐車場が建築物である場合にあっては、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階に設けること。
- 三 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、三・五メートル以上とすること。
 - ロ 地面又は床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平坦んにすること。
- 四 第二号に規定する車椅子使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口又は第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路を構成する通路は、屋外にあるものにあっては第十五条の表(三)項(ろ)欄に定める構造とし、屋内にあるものにあっては同表(五)項(ろ)欄に定める構造とすること。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(案内表示)

第二十四条 条例別表第一第十号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものにあっては、次の部分に、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
 - イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。
 - (1) 勾配が二十分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - (2) 高さが十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - (3) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの
 - ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する第十五条の表(四)項(ろ)欄第四号又は(五)項(ろ)欄第四号に規定する傾斜路を設ける場合には、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(1)から(3)までのいずれかに該当するものである場合又はその部分に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。
 - ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(3)に該当するものである場合又はその部分に段がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。
- 二 第三条第九号に掲げる特定施設にあっては、次の部分に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。
 - イ 次の道路の歩道等の横断歩道に接する部分及び歩道巻き込み部

- (1) 市街地を形成している地域及び市街地を形成する見込みの高い地域の道路
 - (2) 官公庁施設、社会福祉施設その他の施設で視覚障害者の利用が多いものの周辺の道路
- ロ 歩道等及び交通島の立体横断施設の昇降口並びに乗合自動車停留所及び路面電車停留場の乗降口の部分
- ハ 中央分離帯の人が滞留する部分

三 第三条第十号に掲げる特定施設にあっては、その出入口が直接車道に接する場合には、点状ブロック等の敷設、舗装材を変化させること等により車道との境界を認識できるようにすること。

四 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものに案内設備を設ける場合には、道等から当該特定施設の案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 道等から当該特定施設の案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

ロ 当該特定施設内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合

五 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとすること。

イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

- (1) 車路に近接する部分
- (2) 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が第一号イ(1)若しくは(2)に該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合は、この限りでない。

六 前各号に掲げるもののほか、案内表示は、次に定めるところにより行うこと。

イ 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に規定する便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

ロ 第二十条の表(二)項(ろ)欄第二号又は(三)項(ろ)欄第二号に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便房の戸又はその付近及び当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

ハ 車椅子使用者用便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨及び高齢者、障害者等の誰もが利用できる旨を表示した標識を掲示すること。

ニ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

ホ 第三条第一号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。

2 増築等の場合における前項第四号の規定の適用については、同号中「に案内設備を設ける場合」とあるのは、「の増築等に係る部分に案内設備を設ける場合並びに同条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の

不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積) の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの増築等に係る部分以外に案内設備がある場合」とする。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(条例別表第一第一号の規則で定める基準)

第二十五条 条例別表第一第一号の規則で定める基準は、次条から第三十一条までに定めるところによる。

(駐車場)

第二十六条 第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合には、当該駐車場は、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階に設けなければならない。(車いす使用者用浴室等)

第二十七条 第三条第一号ハ、ヲ及びワに掲げる用途に供する特定施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)は、次に定める構造としなければならない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、かつ、十分な空間を確保すること。
- 二 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面には、段を設けないこと。
- 四 出入口は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(車椅子使用者用客室)

第二十八条 第三条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上で、かつ、客室の総数が五十以上のものには、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。

2 車椅子使用者が円滑に利用できる客室は、次に定める構造としなければならない。

- 一 出入口は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便房が設けられた便所がある場合は、この限りでない。
 - イ 第二十一条第二項に定める構造の便房を設けること。
 - ロ 便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 便房及び便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 浴室等は、前条に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に同条に規定する浴室等(同条に定める構造のものに限る。)が設けられている場合は、この限りでない。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(カウンター等)

第二十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台及び公衆電話台(以下「カウンター等」という。)を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を一以上設けなければならない。

(ベンチ等)

第三十条 第三条第十号に掲げる特定施設にベンチ、水飲場等を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造としなければならない。

(特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十一条 第三条第一号から第八号までに掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。

- 一 第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設（第二十一条第一項の表（一）項（い）欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。）又は第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設（同表（二）項（い）欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 第二十条の表（一）項（ろ）欄第三号に定める構造の便房のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に定める構造とすること。
 - イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 車いす使用者が利用できるよう空間を確保すること。
 - 二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設（第二十四条第一項第四号に規定する特定施設に該当するものを除く。）に案内設備を設ける場合 同項第四号及び第五号に掲げる措置を講ずること。ただし、同項第四号イ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 三 第三条第一号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設並びに同条第四号及び第五号に掲げる特定施設に案内設備を設ける場合 文字情報表示設備を設けること。
 - 四 誘導灯を設ける場合 点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮したものとすること。
- 2 次の各号に掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 一 第三条第一号ヘ及びトに掲げる用途に供する特定施設で、条例別表第一第八号に規定する興行場等に該当するもの 客席に集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。
 - 二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設（第二十四条第一項第一号に規定する特定施設に該当するものを除く。） 同項第一号に掲げる措置を講ずること。
 - 三 第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号ヘからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設 授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。
 - 四 第三条第十号に掲げる特定施設 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園を除く。)
 - イ 第十五条の表（六）項（ろ）欄第二号ただし書の場合において、主要な園路に段を設けるときは、手すりを両側に設けること。
 - ロ 主要な園路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。
 - (1) 縦断勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八パーセント以下とすること。
 - (2) 横断勾配は、設けないこと。
 - (3) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
 - (4) 手すりを両側に設けること。
 - ハ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、乳幼児用椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。
 - ニ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛（こう）門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けること。
 - ホ 車椅子使用者用便房を設ける場合には、出入口の戸は、次に定める構造とすること。
 - (1) 施錠の操作がしやすく、緊急の場合は、外部からも解錠することができるものとすること。

(2) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ヘ 休憩所、管理事務所、掲示板、標識、屋根付広場、野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）に定める基準に適合させること。

五 第三条第十四号及び第十五号に掲げる特定施設である道路

イ 歩道等は、次に定める構造とすること。

(1) 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては、歩道は三・五メートル以上、自転車歩行者道は四メートル以上とすること。

(2) 横断勾配は、一パーセント以下とすること（車両乗入れ部を除く。）。

ロ 立体横断施設、自動車駐車場、案内標識、乗合自動車停留所、路面電車停留場、休憩施設、照明施設又は防雪施設を設ける場合には、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）に定める基準に適合させること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕、一部改正〔令和三年規則四六号〕

（一団地の住宅施設等の整備基準）

第三十二条 第三条第十四号から第十六号までに掲げる特定施設の建築物、道路、駐車場及び公園、緑地その他これらに類するものの整備基準は、第十四条から前条までに定めるとおりとする。
(小規模特定施設の敷地内の通路等)

第三十三条 条例別表第二第一号の規則で定める経路は、道等から建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する直接地上へ通ずる出入口までの経路のうちの一以上の経路とし、同号の規則で定める構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 敷地内の通路

イ 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。ただし、ヘに定める構造の傾斜路又は第十六条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

ハ ロただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとすること。

ニ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

ホ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。

ヘ 傾斜路を設ける場合には、ホに定めるもののほか、次に定める構造とすること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 勾（こう）配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾（こう）配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(3) 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

(4) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(5) 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

(6) 勾（こう）配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。

(7) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾（こう）配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の跳場を設けること。

(8) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。

ト 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 建築物の直接地上へ通ずる出入口

イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(小規模特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十四条 条例第十一一条第一項第二号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次のとおりとするよう努めなければならない。

一 条例別表第二第一号に規定する経路を構成する建築物の直接地上へ通ずる出入口から当該便所の次号に掲げる便房までの経路の有効幅員を九十センチメートル以上とすること。

二 次に定める構造の便房を設けること。

イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 便器は、洋式とすること。

ハ 手すりを設けること。

ニ 車椅子使用者が利用できるよう空間を確保すること。

ホ 戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(移動等円滑化された経路を構成する傾斜路等)

第三十五条 条例別表第三第二号の規則で定める勾(こう)配は、十二分の一(屋外に設ける傾斜路にあっては、十五分の一)以下とする。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とする。

2 条例別表第三第三号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

イ 勾(こう)配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 次に定める構造の便房を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。

イ 便器は、洋式とすること。

ロ 手すりを設けること。

3 条例別表第三第四号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 前項第二号に規定する便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

二 第三十八条に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便房の戸又はその付近及び当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

三 施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。

一部改正〔平成一九年規則一九号・二五年三二号〕

(条例別表第三第五号の規則で定める基準)

第三十六条 条例別表第三第五号の規則で定める基準は、次条から第三十九条までに定めるところによる。

(移動等円滑化された経路と便所等との間の経路における傾斜路)

第三十七条 公共交通移動等円滑化基準第十四条第一項第一号(公共交通移動等円滑化基準第十五条第二項において準用する場合を含む。)及び第十六条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する通路に設ける傾斜路並びに同条第一項第二号ニ(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する傾斜路の勾配は、十二分の一(屋外に設ける傾斜路にあっては、十五分の一)以下としなければならない。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下としなければならない。

一部改正〔平成一九年規則一九号〕、一部改正〔令和三年規則四六号〕

(乳幼児用椅子、乳幼児用ベッド等)

第三十八条 条例第十一條第一項第三号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあっては、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、乳幼児用椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けなければならない。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(公共交通機関の施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十九条 条例第十一條第一項第三号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあっては、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛（こう）門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けるよう努めなければならない。

2 前項に規定する便房を設ける場合にあっては、当該便房の戸又はその付近及び当該便房が設かれている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示するよう努めなければならない。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(学校及び共同住宅に関する読み替え)

第四十条 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設又は同条第二号に掲げる特定施設に対する次の表の上欄に掲げるこの規則の規定（同号に掲げる特定施設にあっては、第二十一条第一項の表（一）項（ろ）欄、第二十三条、第三十一條第一項第一号、第三十三条及び第三十四条を除く。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一号	不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する	
第十四条第一項第一号ハ 第十五条の表（二）項（い）欄、（三）項（い）欄、（四）項（い）欄及び（五）項（い）欄 第十八条 第二十条の表（一）項（い）欄 第二十一条第一項の表（一）項（ろ）欄 第二十三条 第二十九条 第三十一條第一項第一号 第三十三条 第三十四条	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する	多数の者が利用する

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

(提出書類の経由等)

第四十一条 条例の規定により知事に提出する書類（愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の規定により同条例別表第十二の二十の項の下欄に掲げる市の長に提出することとなる書類を除く。）は、当該特定施設の所在地の市町村長を経由しなければならない。

2 前項の書類の部数は、第七条及び第九条に規定する書類にあっては正本一部及び副本一部、他の書類にあっては正本一部とする。

一部改正〔平成一七年規則一一二号・一九年一九号・二一年一三号・二四年二五号・二五年三二号・二七年二二号・二八年三六号・三一年二二号・令和二年一四号・令和三年六〇号〕

附 則

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日規則第百十二号）

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条第一項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月二十七日規則第四十九号）

1 この規則は、平成二十年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等に係る同条例第十一条第一項に規定する整備基準については、改正後の人々にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月二十七日規則第十三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第三十二号）

1 この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第十六条及び第四十一条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等に係る同条例第十一条第一項に規定する整備基準については、改正後の人々にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十二号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第三十六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十二号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日規則第十四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日規則第八十号）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和三年七月九日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。